平成２２年（フ）第９号
宮城県登米市中田町石森字古舘63番地１
債務者　柴崎　正彦
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１６号
宮城県登米市中田町浅水字長谷山287番地
債務者　小野寺寿幸
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１７号
宮城県登米市中田町浅水字長谷山287番地
債務者　小野寺千晶
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１９号
宮城県登米市米山町字桜岡今泉39番地２　米山今泉住宅２―25号
債務者　福田　利恵
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２０号
宮城県登米市中田町石森字加賀野田中42番地４
債務者　長谷川ハルヨ
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２１号
宮城県登米市中田町石森字加賀野田中42番地４
債務者　長谷川睦美
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２４号
宮城県登米市米山町字桜岡今泉７番地２
債務者　橋本　忠義
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２７号
宮城県登米市中田町石森字町40番地２
債務者　境　　春信
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２８号
宮城県登米市石越町南郷字小谷地前157番地２　石越駅前住宅５号
債務者　金　　民夫
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２９号
宮城県登米市南方町太田１番地13
債務者　岡田　征幸
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第３０号
宮城県登米市豊里町保手38番地
債務者　加藤　寛男
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１２８号
青森県弘前市大字俵元１丁目11番地２　コーポユートピア203号
債務者　三上　由香（旧姓直井）
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１３１号
青森県弘前市大字鬼沢字猿沢43番地
債務者　下山　　毅
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１２３号
神奈川県横須賀市野比２丁目16番７号
債務者　市島　直子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４４号
神奈川県横須賀市武４丁目25番Ｂ―206号
債務者　原　ゆかり（旧姓上野）
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０７号
和歌山県岩出市金屋65番地の12
債務者　吉川　直毅
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４号
和歌山市今福５丁目１番30号
債務者　松浦　秀紀
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２０４号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田55番地、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字青木106番地16
債務者　大江重太郎
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係